

平成 30 年度西部保健医療圏（狭山保健所所管区域）難病対策地域協議会 概要

1 日 時 平成 31 年 2 月 19 日（火）午後 7 時～午後 9 時 00 分

2 会 場 埼玉県狭山保健所 大会議室

3 出席者

（委 員）沼山貴也会長、小野田忠副会長、大野康委員、村下紀明委員、渡辺恵委員
千須和潤子委員、板垣征弥子委員、落合美穂委員、神田恵里委員
浅沼靖智委員、貝田郁子委員、泉田みどり委員、川南勝彦委員
（委員 14 人中 13 人出席）

（事務局）狭山保健所

（傍聴者）なし

4 議題

（1）狭山保健所における難病対策について

- ①狭山保健所における難病患者の状況について
- ②平成 30 年度療養生活のおたずね回答状況
- ③管内市における避難行動要支援者の災害時支援の取組について

5 議事内容

（1）狭山保健所における難病対策について

資料に基づき①②及び管内各市からヒアリングで確認した③について事務局から説明

【協議概要】

（避難行動要支援者名簿・個別支援計画に関すること）

- ・市によって様式や記入内容が異なる。
- ・災害時、同意がなくても提供できる関係機関は行政機関（消防・警察なども含む）。
- ・名簿の更新は年 1 回だが、個別支援計画の見直し時期は不明。
- ・進行する病気は必要な支援が変化するため、どのようなケアが必要かを中心に横のつながりで取組みを共有できるとよい。
- ・管内市の災害時支援の取組みについて、互いに有効活用できるように情報提供していく。

（福祉避難所、医療救護所に関すること）

- ・福祉避難所は非常時に立ち上げるが、医療を提供できる医療機関は含まれておらず、医療ケアの必要な方が避難しても対応できない。

- ・医療依存度の高い患者は、病院以外の受け入れ先がないことが以前からの課題。
- ・施設では医療ケアがあると受け入れできないので患者の行き場がない。
- ・医療ケアのある小児も含め、受け入れ機関が少ない。
- ・医療救護所の設置場所は様々。
- ・在宅の透析患者の対応が課題。地元で透析できなければ、透析できる医療機関に搬送することが必要となり様々な関係者（機関）との調整が必要。

(災害時の備え、自助・共助に関すること)

- ・東日本大震災時には「災害時の備え」について話し合うことはなかったので、第一歩を踏み出したと感じる。
- ・平常時に、いかに地域を取り込めるかを考えられるとよい。
- ・病状にかかわらず、1週間分の薬をストック、お薬手帳をすぐ持ち出せる状態にしておく等の備えが大切。
- ・東日本大震災時には、メーリングリストで医療が受けられる医療機関情報等を共有できるような取組みがあった。平時からこのような取組みがきちんとできることが望まれる。
- ・患者と直接コンタクトを取れることが少なく、最初の連絡が家族になることが多いが、連絡先を誰にするのかがわかるとよい。

6 会議資料

(1) 次第

(2) 西部保健医療圏（狭山保健所所管区域）難病対策地域協議会 委員名簿

(3) 西部保健医療圏（狭山保健所所管区域）難病対策地域協議会設置要綱

資料1 狭山保健所における難病患者の状況について

資料2 平成30年度療養生活のおたずね回答状況

資料3 避難行動要支援者の災害時支援の取組みについて